

備前国岡山藩の砂川改修に関する一考察

安 倉 清 博

はじめに

岡山市東区の中央部を南北に貫く砂川は、名前の通り川床に砂が厚く堆積した川である。吉備高原地帯である赤磐市仁堀東の太田池にぼりに流れを發して、児島湾に面した岡山市東区光津で旭川放水路の百間川に合流する、河川延長三九・七キロメートル、流域面積一四九・二平方キロメートルの河川である(図1)¹。

砂川は、流域の赤磐市町あかいわ苅田ましかんだから立川に至る赤磐盆地、岡山市東区瀬戸町瀬戸から東平島じょうづつじ一带に至る上道平野の重要な水源となり、肥沃な土地を生み出すとともに、原始からの人びとの生活を支えてきた。

この砂川は、江戸時代の延宝五年(一六七七)に、赤坂郡下市村しもいち(現・赤磐市下市)付近から当時の河口(奥上道郡広谷村)に至る全般が、現在の位置に付け替えられている事実については、昭和一五年に刊行された『改修赤磐郡誌』以降、流域の町史や郷土史などで度々取り上げられているもの、「川替え」されたことについては地元でもほ

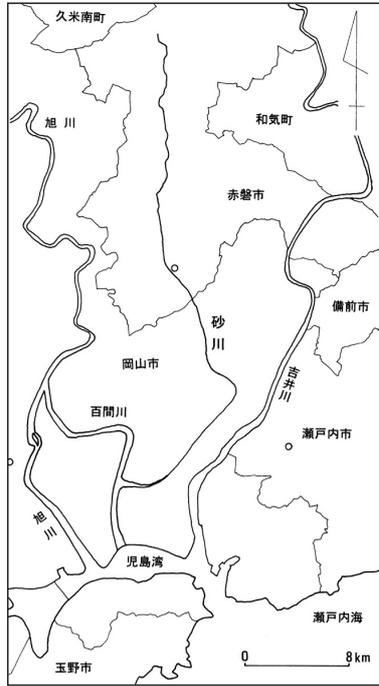


図1 現在の砂川の位置

岡山市東区沼地内の砂川左岸堤防が約一二〇メートルにわたって決壊し、東平島・南古都・檜原・竹原やその一帯の約七五〇ヘクタール、約二二三〇棟の住宅が浸水した。²⁾

こうしたことから史料的に限界のあるものの、史料の見直しやそれに基づく現地調査、地形図や航空写真などを詳細に検討した。その結果、砂川が江戸時代にどのような理由で現在の流路に付け替えられたのか、といったことを中心に、いくつかの考えを持つに至ったので述べていきたい。³⁾

1、砂川改修をめぐる研究史と本稿での問題点

これまで砂川改修については、岡山藩文書の中にある『御留帳評定書』(岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵)⁴⁾を

とんど知られておらず、また付け替え以前の河道がどこに位置していたのかということも、日常では意識されていない。私はこの十年ほどの間、延宝の砂川改修に関心を持って現地踏査をしたり絵図や史料に当たっていたが、改修についての規模や選地などについて明確に述べるだけの遺跡や史料はみられず、単に付け替えられた、という事実だけが脳裏に残っている状態であった。しかし二〇一八年七月七日、大雨によって

中心に、流域地区の小字名等の地名⁵や、地方文書による研究が行われていた。おもな研究を以下年代順に挙げてみると、荒木誠一編『改修赤磐郡誌』⁸、宮本又久「(2)砂川の改修」、内藤二郎「沖益新田の起源について―備前国上道郡¹⁰―」、瀬戸町誌編纂委員会編『瀬戸町誌』¹¹・『瀬戸町史料集』¹²、山陽町史編集委員会編『山陽町史』¹³、郷土の歴史を語る会編『砂川物語』¹⁴などが挙げられる。

荒木は旧赤坂郡奉行・春田十兵衛の建議に始まる郡内の砂川改修を、『御留帳評定書』を基に改修の経緯や現状での改修地の比定とともにその意義についても考察をしている。特にこの砂川改修を「三郡普請」と称して「三郡普請」と云へば、舊藩時代に、赤坂・磐梨・上道の三郡に亘って行はれた、砂川流域の砂防工事で、赤坂・磐梨の二郡では、主として禿山の山巻をなし、上道では重に川掘りを行ったもの¹⁵と説明をしている。宮本は池田家文庫に残る『御留帳評定書』や『留帳』を中心に、郡絵図なども用いて赤坂郡から磐梨郡、奥上道郡に至る改修工事の全容をとらえ、その経過と成果についてきめ細かく考察する。あわせて流域の沼新田や浦間新田の排水工事に砂川改修が十分な効果を得なかった点に論及していることも注目される。内藤は、自身の出身地である砂川流域の上道郡沼村（現・岡山市東区沼）のうち沖益新田（先に宮本のいう「沼新田」に重なる）が成立する過程を池田家文庫の史料や、実家に伝来する地方文書を基に具体的に明らかにしている。その中で沼村付近を中心とした砂川改修の経緯についても詳細に述べた上で、沖益新田が砂川改修に連動した排水工事であり、それによって乾田化することで五四町余、一千石に近い石高を生み出したこと、「一独立村と認められていた」という。『瀬戸町誌』『瀬戸町史料集』では、当該地である旧磐梨郡内の砂川改修について『御留帳評定書』を基に概要を述べるとともに、地方文書や地籍の小字名などの史料集成を行い、現在の瀬戸から沖に至る家並みを形成する一帯が、旧来の砂川筋であったと説明をする。『山陽町史』では砂川改修についてはわずかに触れるのみで、具体的な記述はあまりされていない。『砂川物語』は、岡山市平島学

区コミュニティ協議会の「郷土の歴史を語る会」が中心となって編集された小冊子で、平島地区を中心とする地域の歴史や、砂川をはじめ地域を流れる小河川についての歴史的・民俗的な知識を平易にまとめたものである。地域住民の視点ならでは川の川に関わる諸事象を細かく取りまとめており、砂川に寄せる現代の地域の人々の関心が伺える。このように、沿川地域ごとで砂川をめぐる歴史がまとめられており、池田家文庫の史料を中心に、地方文書や行政資料などを引用しながら、地域ごとにそれらを合理的にとらえていこうとする作業が行われている。

しかし、実際にこれらの史資料を念頭に、砂川沿いを訪ね、また旧河道を想定しながら歩いていると、いくつかの疑問や、今なお解決されていない点があることに気が付いた。それらは、①旧砂川において、なぜ「三郡普請」と言われるほどの大規模な付け替えを伴う改修に至ったのか。特にこれまでは赤坂郡奉行の春田十兵衛が、郡内の度重なる洪水に対し川替えを建議したとされるが、下流域の磐梨郡・奥上道郡からは積極的な建議は出されず、むしろ春田の度重なる建議に引き摺られるように、川替えに至っているように見受けられる。たしかに赤坂郡での洪水被害の際には、磐梨郡や奥上道郡でも大きな被害が起こり、評定所にも度々被害の状況や復旧に関しての報告が出されているものの、川替えについて積極的に建議されたものは見られない。むしろ川替普請に消極的でさえある。¹⁷だが実際の川替普請では、磐梨郡や奥上道郡では赤坂郡以上に大規模な川替普請になっていることや、¹⁸短期間に川替えの本体工事が完了していることなどから、¹⁹実際の川替普請に至るまでに、川替えに対するかなり具体的な案を持っていたものと考えられる。このような状況から、磐梨郡・奥上道郡では、赤坂郡とは異なった理由で川替えをしなければならぬ深刻な状況があったはずである。具体的にどのような問題点があったのか。②磐梨郡・奥上道郡において、現在の砂川の流路が、どのように決定されたのか。おそらく旧砂川筋は、上道平野の中でも最も低位部にあたる部分が自然流路として形成されたものであろうから、ここを川筋として生かせば、平野全体の集水や排水が容易に行えるものと考

えられるが、なぜ旧河道を改修して使用せずに、新たな流路を構築したのであろうか。③沼川の排水と砂川の流路との積極的な関係について。これまで先学によって、砂川が大きく西寄りに迂回されたのは、上道郡沼村一帯に広がっていた低湿地を水田とするために、この地域の排水不良状態を砂川に排水させることで乾田化を図り、それが成功したことによって沖益新田として開発された、と説明されてきた²⁰。しかし現状では、排水ポンプによる砂川への動力排水がなされているものの、用水路などを通じた自然排水によって「迂回された」砂川への直接排水は、天井川状態でもあることからなされていない。これらの疑問や問題点である。

こうした点から、本稿では文献史料とともに、詳細な地形図や現地調査を通じて、これら三点を中心に明らかにしたいと思う。

2、郡絵図に見る砂川付け替えの状況

砂川改修については、先にも挙げた研究史において、それぞれに『御留帳評定書』の記述を中心に述べられている。その内容は郡奉行からの堤防決壊による田畑や屋敷への砂入や破堤状況、その修理に関わる人員や金額など、藩当局に対する被害報告であるとともに、その後の年貢減免や藩当局による修復工事への期待、そして郡奉行らに在方支配の対応についての実績と合理性を示そうとする目論見を持って、逐一の報告が提出されているものと考えられる。

これまでに改修工事自体については述べられてきたことであり、ここで改めて述べる必要はないが、砂川改修全体の評価をしていく上で、現代の景観や地形図と照合をして、どこが改修された部分であるか、改修以前の状態がどのような流路であり、どこに不都合があったため現在のように改修されたのかを考え、示していくことは必要と思われる。



図2 「赤坂郡絵図」(部分) 一部改変
(上が北)

A、「赤坂郡絵図」に見る流路とその変化

ここでは先に見た、先学らによってこれまでに発表・報告がされている砂川改修の記録や、それらについての見解などを基に、旧砂川の流れをできるだけ詳細に復元した上で、現地踏査での判断も踏まえながら、砂川改修に至る事情や現在の流路に決定した経緯などについて考えてみたい。

砂川改修以前の流路については、製作年不詳とされる「赤坂郡絵図」「磐梨郡絵図」ならびに「上東郡絵図」があり、この三絵図が砂川の流域をすべて包含している。以下、各絵図に描かれる砂川の様子について述べていく。

「赤坂郡絵図」(図2)は、旧赤坂郡である、現在の赤磐市とその周辺一帯が描かれており、砂川についても明確

に表現されている。

砂川は、絵図中北部の仁堀東村から始まり、山塊の谷間を南へ向けて流れ、西軽部村、町荻田村あたりから広い平地の中央部を大きく蛇行しながらなおも南流する。上市村の西を通過し、門前村の東あたりに至って「L」字型に東方向を変えて立川村の南を流れ、磐梨郡へと続いている。

現在の地形図と比較してみると、絵図全体の方位や集落の位置はおおむね重なるが、砂川は旧磐梨郡境（砂川流路としては、現在の赤磐市と岡山市東区の境界地点）においては現在南流していることから、絵図に見られるように、当時門前村（現・赤磐市下市）から大きく東流していたとは考えにくい。一方で絵図においては、仁堀東村（現・赤磐市仁堀）から町荻田村（現・赤磐市町荻田）辺りまでは山塊の谷に沿った流れであることは往時と大きくは変化していないと考えられることや、集落の位置についても砂川の右岸・左岸で明瞭に書き込まれていることから、現在の

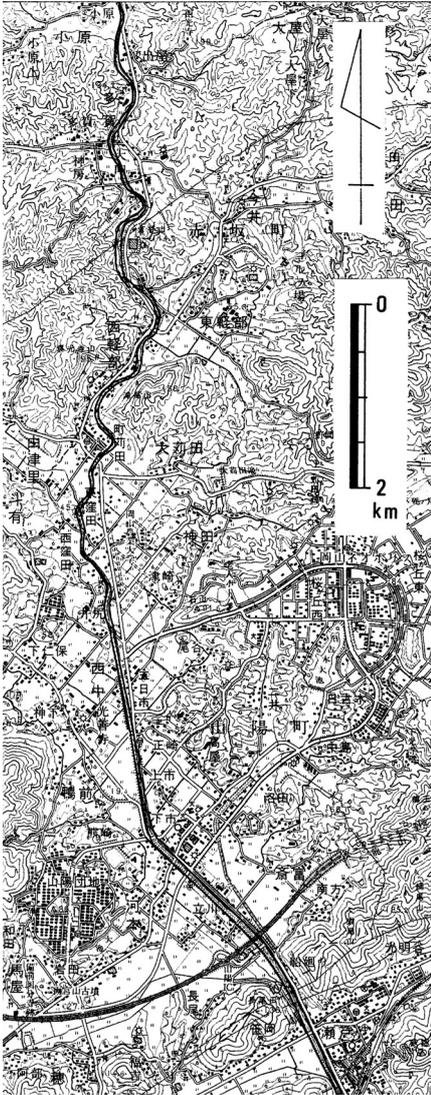


図3 現在の旧赤坂郡における砂川（部分）

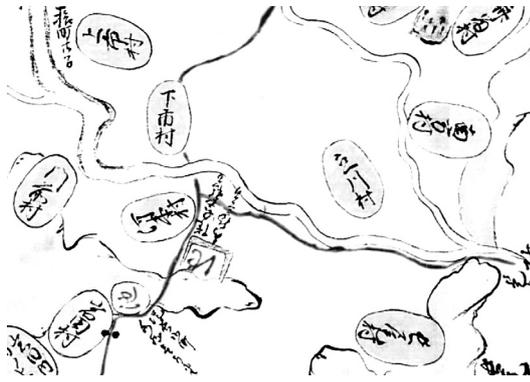


図4 「赤坂郡絵図」のうち、上市村から立川村にかけての砂川（上が北）

地形図と比較をしても、砂川の湾曲やムラの位置などは当時の様相をよく写し取っているものであるといえる。

しかし、町荻田村以南については、現在の地形図と比較してやや異なる部分が多く見受けられる（図3）。絵図では、町荻田村から五日市村（現・赤磐市五日市）にかけては、大きく蛇行するように描かれているが、現状ではこの区間は比較的直線的である。戦後の度重なる改修工事によって、蛇行する流路をきわめて直線的に改修していることから、絵図と現状が異なるようにみえる。現在の地形図²³を詳細に検討すれば、村の境界線や水田の畔、道路の付き方などが、旧流路の形状を色濃く残しており、この絵図に描かれている流路がもとの状況を示していることが了解

されるであろう。また五日市村から上市村（現・赤磐市上市）の間は、絵図では直線的に描かれているが、現状においても同様であり、この部分についても砂川改修以前からの流路を保持しているものと考えられる。

問題は上市村以南の部分、すなわち絵図で示される下市村、門前村、河本村、立川村の範囲である。図3のように現状では赤磐市上市（旧上市村）から下市（旧下市村）にかけて、流路を「く」の字形に変え、そのまま立川（旧立川村）集落の東側を直線的に南流している。しかし絵図では、上市村と門前村の間で一度大きく東向きに蛇行し、その後、門前村の前でほぼ直角に流路を東流して下市村の南を流下し、二か所で緩やかに蛇行したのち、立川村の南側を流れている（図4）。この部分が後述する延宝三年（一六七五）正月二十一日赤坂郡奉行春田十兵衛書出で示されていた河本村・門前村・下市村・立川村の四ヶ村にあたるとみられる²⁴。

B、「磐梨郡絵図」に見る流路とその変化

「磐梨郡絵図」(図5)では、おもに現在の岡山市東区瀬戸町(旧赤磐郡瀬戸町)から赤磐市熊山町にかけての範囲が描かれているが、砂川はその範囲の西端部付近に位置することから、絵図の中でも図の南西側端部にごくわず

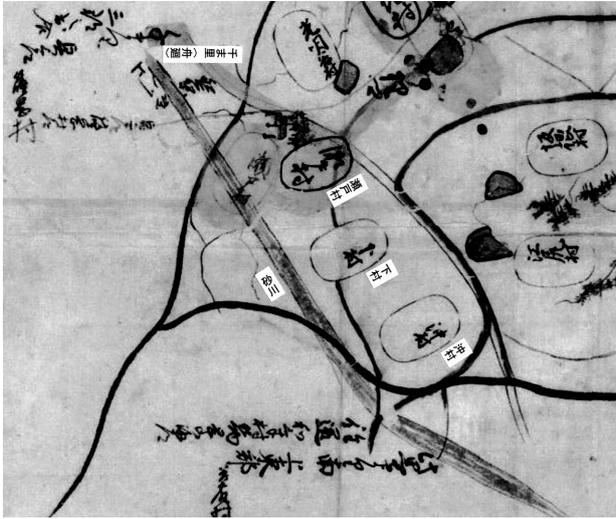


図5 「磐梨郡絵図」(部分) 一部改変(上が北)

しか描かれていない。磐梨郡内の砂川流路はあまり長大ではなく、かつきわめて直線的に描かれている。この範囲だけでは詳細な位置関係が判断しにくいのが、絵図では瀬戸村(現・岡山市東区瀬戸町瀬戸)や、その下流部に位置する下村・沖村(現・岡山市東区瀬戸町下・沖)に砂川がずいぶんと寄せて描かれている。すなわち砂川は「千ま里」から磐梨郡へ入り、瀬戸村・下村・沖村の西側を北北西から南南東に向けて直線的に南流する。上東郡(奥上道郡)に入った川は、そこで南東へ屈曲して描かれている。

現在の砂川の流路は、瀬戸、下地区は砂川が西端を通るが、沖地区は砂川に全く接していない(図6)。旧磐梨郡は沖地区までで、以南は旧上東郡となる。絵図の状況は、川替普請以前の記述とは矛盾しない。よって、この絵図に描かれている砂川も、普請以前の旧流路を示しているものとみられる。

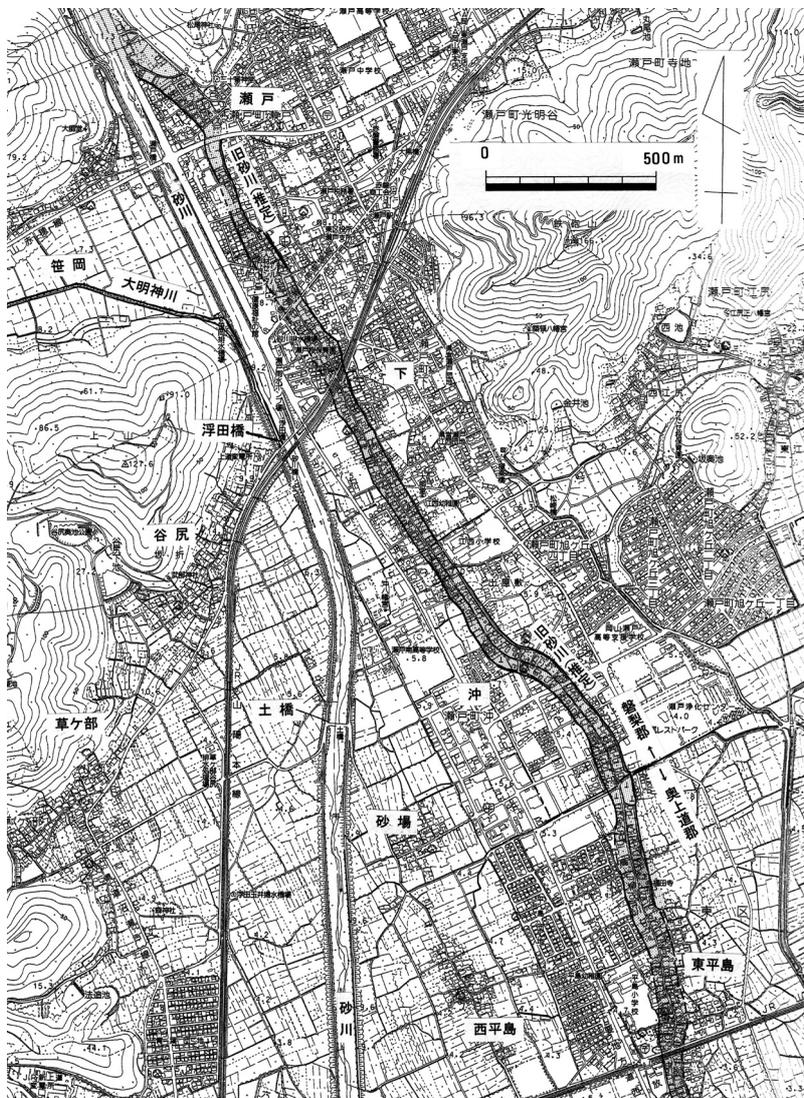


図6 旧磐梨郡から旧奥上道郡にかけての現代の地形図

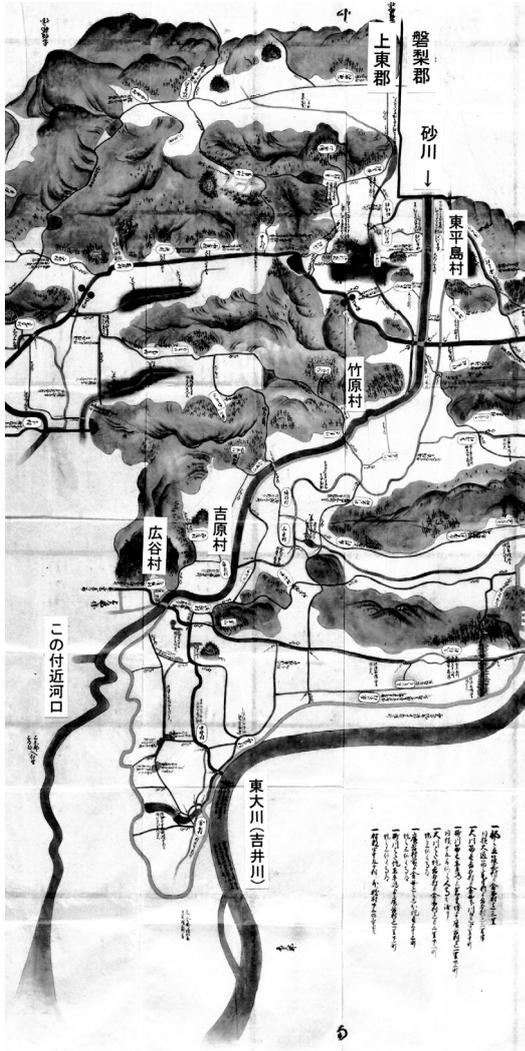


図7 「上東郡絵図」(部分) 一部改変(上が北)

C、「上東郡絵図」に見る流路とその変化

「上東郡絵図」(図7)では、砂川の流路が磐梨郡境から当時の河口部である広谷村にかけて描かれている。

磐梨郡境から竹原村にかけては北から南へ直線的に流れ、竹原村から吉原村の間は南西に向けて描かれている。竹原村以南の区間は、現在の流路とあまり変わらない様子だが、吉原村から広谷村の間は現在に比べて大きく西へ蛇行し、広谷村の沖で児島湾へ流下している様子が描かれる。ここでは磐梨郡境から竹原村に至る区間を検討していく。

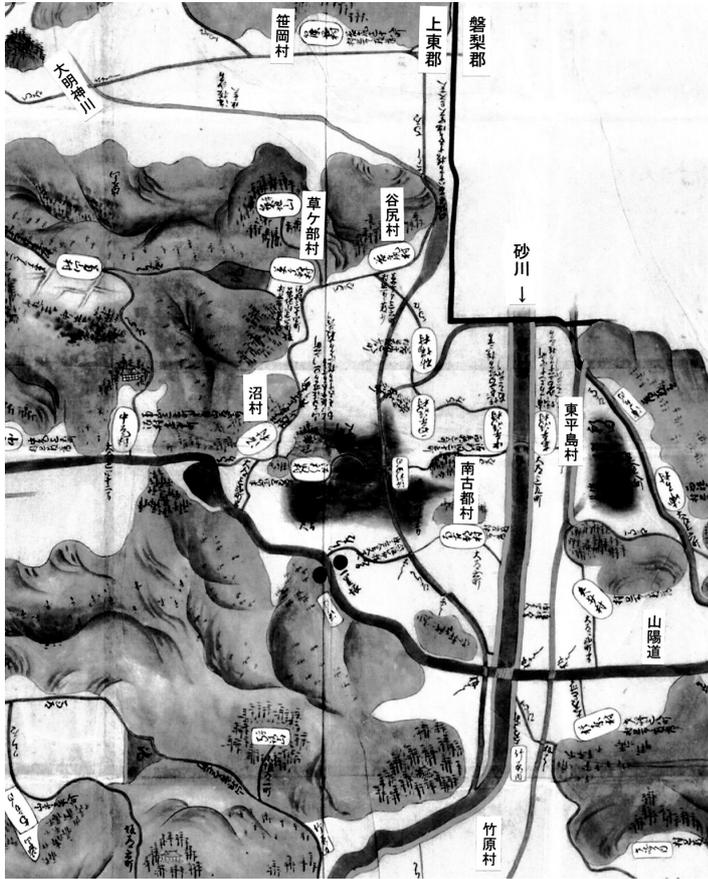


図8 「上東郡絵図」(部分) 一部改変 (上が北)

図8に示すように、磐梨郡の沖村西側を南流した旧砂川は、上東郡に入って東平嶋(島)村と中平嶋村(いずれも現・岡山市東区東平島)の間を流れ、南古都村(現・岡山市東区南古都)の東を抜けて直線的に竹原村に至り、右岸

にある山裾に沿いながら南西方向へ流下するように描かれている。この区間は、現在は大きく西の方へ変更されている。すなわち旧砂川が通過していない谷尻村、草ヶ部村から沼村(現・岡山市東区谷尻、草ヶ部、沼)を通り、南古都村の西側を抜けて竹原村付近で旧川筋に合流するとみられる流路となっている。

図6、図9に示すように、谷尻から草ヶ部にかけては奈良時代以降の条里制地割の痕跡がよく保存されており、旧来から水田として安定した土

地であったことを伺わせる。一方で沼地区は、その名の通り低湿地地帯であり、戦国時代にはこうした土地を逆手に利用して亀山城（沼城）が築城されたりもした。おそらく古い段階で旧砂川の後背湿地が沼地区一帯に形成されて、排水困難な低湿地帯として残ってきたものであろう。²⁶ また、旧上東郡内における砂川の現状は、川床に大量の砂が堆積して、かなりの天井川化した状態である。平坦な地形に対して水流が緩やかであり、また沼から竹原地区にかけての川筋の蛇行は、砂の堆積をより進めるものであろう。

しかしあえてこうした選地をして、砂川の付け替えをする必要があったのかについては、現在の状態を見ていく中においてその答えを見出すことは困難である。

3、地形・地名ならび実地による砂川筋の検証

これまで文献史料や絵図を基に、砂川改修の様相をみてきた。これらを踏まえて、現在の新旧砂川をたどりながら、文献記録や現地調査などを基に、各地における事実や状況を検証したい。なお、地形や普請区間などの状況から、旧赤坂郡と旧磐梨郡境の舟廻せんまわりで分け、上流側の（A）赤坂郡分と、（B）磐梨郡・奥上道郡分としてそれぞれ述べていく。

A、赤坂郡の砂川

現在の砂川の流れを見ていくと、およそ源流から町荻田の間は、多少の流路整備などが行われているものの、基本的に極めて大きな改修は見られない。²⁷ 赤磐市内での現在の砂川の川床は、周辺の土地よりも低い所を流れており、普段の水量に比較しても川幅・深さも保たれている。しかし二〇一八年の大水では一部で川の法面が崩落したり、水

があふれたようで、その後災害復旧工事として堤防改修や、川床の砂を除去する工事などが盛んに行われた。

町荊田を抜けると、河道は次第に直線的な流れとなって、五日市・西中の井尻橋以降は下市に至る約二・二キロメートルの区間は真っすぐ南流する。この区間は、戦前の地図などでは町荊田から五日市・正崎境と、西中まではかなり湾曲した河道だった。戦後、この区間は度々河川改修された結果、現在のようになったものであり、今日の都市計画図などで町界をたどっていくと、もともと砂川中心部で左右の町界となっていたものが、現在は砂川兩岸の陸地に入り込むように町界が残されている。また河道も、一帯は条里制地割の良く残る地域であるが、現在の兩岸に沿うあたりこちらに区画の乱れや、町界に沿って蛇行する水田畦畔や道路などが見られる。²⁸

下市に入るとすぐに砂川は東へ三五度ほど向きを変え、下市上橋から立川橋下流まで、約一・五キロメートルを直進する。その後約一五度西に流れを変えて、旧磐梨郡境に至る。延宝二年から四年に至る赤坂郡奉行・春田十兵衛の度重なる報告や建議等では、下市から郡境までの区間を主として取り上げている。具体的には、延宝二年五月二十八日発生の洪水破損所の報告では、「砂川堤切口」として「長式百五拾八間 砂川筋河元村・立川村・正崎村・門前村・五日市村・西中村、右六ヶ村堤切レ申候」とあり、延宝三年正月二十一日の書出³⁰では「赤坂郡之内砂川筋河本村・門前村・下市村・立川村、右四ヶ村江通り申川筋兩年堤切レ申候、去年も四度堤切申候」と述べていることから、これらの村を中心とした川替普請が行われたとみられる。この具体的な流路については、延宝四年八月二十一日の評定で「川村平太兵衛申候、赤坂郡門前村砂川荒手御普請積り、春田十兵衛方書状并絵図差越申候」とし、同年九月十日には「藤岡内助・川村平太兵衛赤坂郡砂川筋奥上道迄堀替之川筋、絵図を以御用人共江申聞候へと御年寄中被申」とあることから、評定では具体的な絵図をもとに吟味されたとみられるが、この絵図については池田家文庫には残されていない。また延宝五年八月二十一日には「赤坂郡古川下夕新田ニ成申、検地帳一冊出シ申候」として、「検地帳奥

分」の記載はあるものの、村ごとあるいは田ごとの検地記録は書かれていない。³¹ なおこの検地帳で見る、旧砂川河道部分が埋め立てられ、田畑になって「古川下新田」として整備された土地は、合計で六町六反五畝一〇歩、高百十九石五斗九升九合である。

では、具体的にどこがどのように川替えされたのであろうか。

「赤坂郡絵図」（図2・図4）を見ていくと、上市村の下流部分までは、戦後の改修以前の流路と同様と見ることが出来る。上市村以南で現在の地形図と絵図に描かれる流れを比較すると、絵図では上市村と下市村の境付近で流路が大きく東に膨れ、そこから現在の流路を大きく西に超えて下市村の西側を通り、門前村の東を南流し、以下直線的に下市村、河本村の東を通過して立川村の西を抜けて郡境に至るように描かれている。

この区間の旧河道について、現代の地形に明確な痕跡を見出していくのは困難である。

現状の砂川は、下市の西から旧門前村の東を通り、河本・立川の東を流れて旧郡境に至っている。絵図にみられるように旧門前村は、川筋の方へ尾根が突き出した裾部に集落があることから、旧砂川が上市村と下市村の境から大きく蛇行をしたとしても、旧門前村前まではあまり距離はなく、限られた蛇行範囲であったとみられる。その後南流していくが、この下市から立川にかけて条里制区画が明瞭にみられるとともに、旧河道の想定される一帯では南北方向の道路に沿って「縦田」³²を形成する水田区画が連続する部分がいくつか見られる（図10）。状況的にこの縦田の連続部分が旧河道ではないかとみる。そして立川村が絵図では旧砂川の東とされているのに対し、現状では砂川の西に位置していることが重要である。すなわち付け替え前は、門前村の東を山裾に沿って流れていたものが、やがて南流し、立川村の西を通過して、その後郡境に向けてほぼ直線的に流れていたものとみられる。現在はこの区間の水田面は土地の高低差もなく、過去にここを川が流れていたということが困難な風景である。しかし郡境の手前まで行くと、現



図10 旧赤坂郡の現在の砂川と、旧砂川（推定）

在は谷部の中央に砂川が直進して流れているが、その西側の山裾に沿って両宮川が郡境で砂川に合流しており、その合流地点の手前の谷部に、細い用水路が入り込んでいる。これが旧砂川の痕跡ではなからうかと考える。

延宝五年の川替普請によって、門前村で大きく蛇行していた砂川は、現状のように直線的になり、立川村の西を流れていた川筋は集落の東側へと付け替えられた。しかし赤坂郡と磐梨郡の境部分には「舟廻」と呼ばれる、川の両側に山の迫った谷地形があり、ここは流路変更が困難であったろうことなどからすると、舟廻の入り口あたりで旧砂川の

流路に合流させる必要がある。旧砂川の流路に合流させた状態で磐梨郡へ流路を引き継ぐこととなるので、磐梨郡としては引き継ぎ部分を大きく変更する必要もなく、下市村以南、立川村間の河道の直線的な改修ということで受け入れられたものと考えられる。

なお現砂川部分の開削に当たっては、『御留帳評定書』延宝五年正月十日では「御普請来月初頃、取懸り申候」とし、二月初めから取り掛かるとしているが、³³同年二月廿一日の報告では「赤坂郡川替之御普請十ノ之内六ツ程も出来仕、弥様子能御座候」³⁴とあり、二十日ほどで六割方の進展状況であるという。また旧河道部分の検地も早々に行われて八月二十一日の評定で報告が提出されていることから、³⁵あまり大規模の土砂の移動は伴わなかったものと考えられる。おそらく普請にあたっては、最低限の労力で最大の効用を得るようにしたのであろうことから、上市村以北からの川底面の高さに合わせて、周囲の土地を掘り下げるとともに、その上げた土で堤防を形成したのと考えられる。また旧河道部分については、堤防を崩し、河道をその土で埋め立てて均すことで水田に転用したものとみられ、あまり大規模な堤防や河道ではなかったものの、効果的な排水の行われる河道に仕上がったものと考えられる。

B、磐梨郡・奥上道郡の砂川

(1) 旧砂川筋

砂川は、旧赤坂郡と磐梨郡の郡境（現在の赤磐市と岡山市東区の境）を超えて岡山市東区に入る（図6）。現在の赤磐市と岡山市東区の境の一角は「舟廻」といわれ、バス停にも「舟廻」がある。絵図では、東側の山裾に沿って川が描かれ、また小字名もこの付近に先の小字が続いていることから、山裾に沿った、現状でやや低い所を流れていた。現状で付近の道路や土地の区画、そして用水路の流れなどから、砂川筋を想定したが、この一角は川床が低かったた

めか、現在の地上には明瞭な痕跡は見られない。

『瀬戸町史料集』掲載の小字図を現在の地図に重ねてみると、岡山市側に入った所では、現在の砂川左岸に「千丸」の小字名が、その南には断片的に「古川」^{こがわ}の地名が続いたのち、瀬戸・下・沖地域に「古川」の地名が南北の帯状に連なっている。『新修赤磐郡誌』で荒木誠一は「瀬戸町の下村・沖村及び潟瀬村大字江尻の出屋敷は、舊砂川廢川址の中央に設けられた、道路の兩側に發達した禪町である」³⁶と述べている。ここが旧砂川筋であり、廢川後はその中央に道路を通し、両側に家並を築いて成立した地域であることについて、荒木がなにに基づいて述べているのかは不明だが、おそらく当時はこうした伝承が地域に色濃く残っていたものと考えられ、また小字名もそれを裏付けるものであると考えたのであろう。荒木が執筆した当時、どれほどの人々がこうした関心を持っていたのか不明であるが、おそらく古くからほとんど意識されていないまま、作為をされることもなく伝承されてきていたのではないかと考えられる。

現在の瀬戸町図書館付近から南には、以後南に長く続く道路と水路が延び、これが小字「古川」であることを実感する。図書館東脇を細い水路が通るが、これは先の千丸付近からほそぼそと続くもので、やがて「古川」の東辺に沿って、瀬戸町図書館西側を通る道路の南下とともに並行して南流していく。瀬戸町図書館一带は市街化が進んで、水田等はほとんど見られないが、川跡とみられる筋と周囲とを比較しても、標高差や景観に大きな違和感はなく、旧川筋をうまく市街に取り込んだ様子がうかがえる。なおこの付近の地形図³⁷を見ると、やはり旧川筋には家並がいくらか続き、戦後の航空写真³⁸でもその状況を見ることができ、古くからの往来筋といった感じといえる。

旧川筋が山陽本線を南下した付近から、道路沿いの古い家並が顕著になってくる。周囲にも宅地は多いものの、昭和五十年代以降に急速に団地化が進んだ一帯で、旧川筋の家並とは宅地の区画も、住宅の建物そのものも異なる。旧川筋の岡山市立江西小学校付近では、旧川筋の道路面上の標高が七・〇メートル³⁹であるのに対し、東側のやや離れた

山裾に位置する水田面で五・七〇・九メートル、西側の道路面の低い所で五・九〇・二メートルで、周囲よりも一メートルほど高くなっている。道路面は南下していくにつれて標高は次第に下がっていくが、周囲の水田面も同様に下がる。江西小学校から八百メートルほど南下した、旧磐梨郡・奥上道郡境（現在の岡山市東区瀬戸町沖と同東平島の境）では、特に道路面が高く標高六・七メートルで、周囲の水田面は四・八〇・五・〇メートルと、二メートル近い標高差がある。そしてこの道筋の奥上道郡側には、江戸時代からの共同墓地が道路の東西に開かれているが、これこそ、この付近が堤防上でも最も高く、墓地を営むにふさわしい場所と認識されたのであろう。⁴⁰

旧郡境から七百メートルほど南下した岡山市立平島小学校付近では、道路面の標高が四・九メートル、東部の水田面が三・八〇・三・七メートル、西部ではやや離れた地点で三・五〇・三・七メートルで、ここでも旧川筋上は周囲よりも一メートル以上高い。さらにそこから約八百メートル南下した、平島交差点北方では、道路面が四・六メートルであるのに対し、水田面が三・二〇・三・六メートルと、やはり一メートル以上の高低差を持つ。

平島交差点からやや南下すると、宅地・工業地開発が進んでおり、旧地形を明瞭に捉ええない。絵図で見ると、この先の舟橋から山下橋の間付近で、現在の砂川に重複する流れであったとも見える。あるいは現在の沼川の流れが、旧砂川の流路を再利用したものなのかも知れない。

さて、絵図や小字図を頼りに、旧砂川筋とみられる一帯を踏査してみたが、そのようにイメージしなければ、単に街道筋、あるいは連続した集落として見落としてしまうような風景である。改修前の磐梨郡内の砂川は、赤坂郡との境界「舟廻」で、砂川の流路を大きく変更することなく磐梨郡側へ流下したのち、もともと瀬戸村、下村、沖村とほぼ直線的に南流していたものが、改修後は現状のように、舟廻を過ぎてすぐに南東方向に流路を変え、奥上道郡に至る川筋となっている。舟廻からどのように瀬戸村に旧川筋が入っていたのかについては、現在の地形図や小字名、航

空写真では明確に見えてこない。しかし昭和二三年の米軍撮影の航空写真において、古い田畑の畔や家並などを検討してみた結果、最も可能性のあると考えることができたものを図6に反映した。⁴¹

(2) 現砂川筋

「舟廻(千丸)」と呼ばれる東西から山が迫る谷地形をようやく砂川が流れている。赤坂郡からの旧河道も、いったんは現在と同じ河道を通り、この谷部を超えていた。谷部を超え、山裾が川から離れて平地が見えた所で、旧砂川の河道は現在の砂川から東に外れていく。現在この付近は砂川川床の砂州上で標高七・〇メートル、千丸の水田面で九・三メートルで、川床の方が二メートル以上低い。その九百メートルほど下流の瀬戸谷尻堰下流側の川床砂州上で六・七メートルに対し、その左岸の旧砂川上の中心を通るとされる道路面は標高八・一〜八・三メートル、その周囲の低い所で七・七メートルであり、やはり川床の方が一メートル以上低い。

しかし現在の砂川が浮田橋ならびに山陽本線の砂川橋梁の南側に至ると、この状況は一変する。浮田橋付近の川床砂州上では標高八・二メートルであるのに対し、旧河道上の道路面は七・九〜七・三メートル、その周囲の水田面は七・二〜七・三メートルである。また砂川右岸にも平地が開けてくるが、付近では六・一メートル前後の標高で、現川床の方が高くなる。その下流約八百メートルの土橋付近でも、川床砂州上が六・一メートルであるのに対し、左岸の水田道路面上(水田面から数十センチの盛土がある)で五・二メートル前後、左岸の水田面で五・六〜五・一メートルで、川床が一メートル以上高い。こうした天井川の状態は、以後約三キロメートル下流の舟橋付近まで続く。一方で、土橋を過ぎてしばらくすると、川床の標高が次第に下がり、舟橋・山下橋付近で一・五〜一・七メートルまで下がる。周辺の土地標高は、舟橋付近の右岸で旧河道上の道路面で三・七〜四・三メートル、周囲の水田面で二・八〜二・一メートル、山下橋付近の水田面で二・四〜二・二メートルとなる。以後は、川床・両岸の水田面ともにき

わめて緩やかに標高を下げて、河口部に至る。

現在の砂川川床の砂州面の標高と、その周囲の水田面を比較してみたが、およそ山陽本線砂川橋梁以後、舟橋に至る区間が天井川化していることが分かった。川床に砂が堆積する理由等について本稿では分析しえないが、状況的には土橋から砂川橋一帯、そして舟橋までの区間は、砂川橋右岸にある「シャシャ木山」山塊尾根と、舟橋右岸にある「丸山」をかわすように、檜部橋下流部と舟橋上流部の二か所でそれぞれ約四〇度屈曲していることが、関係しているものと考えられる。もちろん人工的に作られた河川なので、意図的に屈曲されたものである。もしこの屈曲を避けるならば、技術的に現在の流路ではなく、より直線的に通すことは可能であったと思われる。しかしなぜ、あえて天井川化する要因となる屈曲を作ってしまったのであろうか。後段で検討してみたい。

4、磐梨・奥上道郡における旧砂川筋付け替えの諸問題

A、なぜ旧砂川筋の痕跡が、周囲の土地より高い位置にあるのか

(1) 旧砂川筋の地形

旧砂川筋が想定される地点について検証をする。先に見た旧砂川筋とその周辺部の標高差をまとめていくと、瀬戸付近ではほとんど差が見られないものの、瀬戸町沖から東平島にかけて次第に高低差が増し、およそ一・五〜二・〇メートルとなる。旧砂川筋の他は全体に低平で、北から南にかけて非常に緩やかに下がっていくが、それとともに旧砂川筋も周辺土地との高低差を保ちながら、緩やかに下がっていくものの、上道平野では旧砂川筋の土地がかなり高い状態であることがわかる。

一方で上道平野内での旧砂川の断面は、盛土状で天面の幅約六〇〜七〇メートル内外、その中央部に位置する道路面では周囲の水田面より高さが約二メートル高い。この道路を中心に、東西にそれぞれ約三〇メートル前後の幅で、道路面と同じ高さで宅地が面し、家並がある。道路から家並を超えた東西は、土地の高さが急に一〜一・五メートル前後下がり、一帯が水田面となる。すなわち、旧砂川筋が、県道を中心に幅約五〇〜六〇メートルの規模で带状に南北に続いているが、それは周囲の水田面に比べて一〜一・五メートル程度高い带状の「土盛り」のように形成された所である。

旧堤防の規模については、延宝二年五月晦日の「奥上道郡五月廿八日大水ニ破損所書上」⁴²に記される破堤規模が「長サ合八拾間余、根置六間、馬踏壹間半、高サ式間之堤ニ而御座候」とみられることから、堤防断面の底部幅（根置）約一〇・八メートル、上部幅（馬踏）約二・七メートル、高さ約三・六メートルの規模であったことが分かる。

(2) 天井川の想定

水は重力によって、土地であればその低い部分へと流れ込み、集まったのちに、より低い方へ溢れ、流れ落ちていく。旧砂川にしても、おそらく原始古代以来、赤磐盆地、上道平野においても、その最低位部を流れていたと考えられる。結果、砂川となったのであるが、現在、旧砂川河道に比定される土地は、周辺土地よりも高い位置にあり、その最大差は約二メートルにも及ぶ。すなわち通常ならばより低い部分を流れる水が、周辺よりもはるかに高い位置を流れていたという事になる。

確かに現状では、旧砂川筋はその中央部に道路があり、左右に家並がぎっしりと連なっている。あたかも道路や家を構築するために、周辺水田よりも高く盛り上げて、村を作り上げたかのようなようである。しかし江戸時代に、廃川の跡地に長大で膨大な盛土をして、道路や家並をわざわざ作るであろうか。当時新田開発がされた干拓地においても、

海水面よりも低位置にある集落でさえ、ごくわずかな微高地に沿い、あるいは群がるように家並が作られている。しかし内陸の安定した農村部で、そうした盛土がされて集落が形成される必然性はどこにあるのかが問題となる。

現在の砂川は、川床が一面砂で、特に上道平野のあたりでは周囲の水田よりも明確に高い「天井川」である。上流部からの砂の堆積が続き、一方でそれに伴って堤防を人工的に高く築いていったことを繰り返した結果、天井川となったものである。砂川の砂堆積は現在も上流の坂辺あたりから続き、河口部に至るもので、ほぼ砂川全体でみられるものである。こうした砂の流入・堆積は、砂川付け替え以前から続いていたことは当然の事と考えられるし、旧砂川においても川床の上昇に伴って堤防の高上げを繰り返していたと考えられる。

一般的に川は、周辺土地よりも低い部分を水が流れていると考えるが、広い平地においては、水は低い方へ流れ、洪水の際にはあふれ出て、その後新しい流路を作ることもある。まして川床に土砂が堆積していけば、川床は次第に浅くなって、洪水が頻発するようになってくる。おそらく赤坂郡においての被害は、こうした状況から繰り返されたものであろう。一方で瀬戸以南では、天井川化が進んだことで川床が高くなり続けた。

磐梨郡・奥上道郡の砂川が天井川化し続けることで、その上流部となる赤坂郡以北の川床が相対的に次第に低くなって排水能力が低下し、やがて常に排水不良となり、なお一層の洪水被害を受ける可能性もある。下流域が天井川であることは、上流部の排水を困難にすることになり得るため、下流部の川床を掘り下げるなり、川幅を広げて上流部からの排水を促すようにしていくか、あるいは新たな川筋を新設して、天井川化をいったん回避していくことが必要な状態であったと考える。

(3) 天井川を廃川とした土地

旧砂川は廃川となったことで、岡山藩はそこを整地し、水田として百姓に配分するつもりであった。⁴³ 周辺の水田よ

りも高い川床と、それに合わせて盛り上げられた堤防を均したことで、幅の広い、周辺土地よりも高い土地が完成した。あたかも新しい盛土の帯が、広い水田の中央部を横切ったような印象であっただろう。しかし新しくつくられた土地は川をベースにできた土地であったことから砂地が強水田に向かないことがあり、結果的に畑として転用することとなった。その土地が現在の町並であると考えられる。

天井川となった川跡を宅地化していく過程についての記録は見られないが、おそらく廃川となった後、両岸の堤防を川床の高さまで両外に向けて切り崩して均し、中央の川床部分に道路を作った。堤防を切り崩した所は、その跡を低くすればするほど、かなり広い幅にも造成できたであろうが、既存の水田を維持していく上でも、最低限の幅を保つ必要があったであろう。とはいえ、天井川となった土地の土砂全てを払って、周囲の水田と同レベルにまで平面化してしまうことは、より膨大な作業量になる。こうした折り合いから、おそらく旧来の川床面を整地の基準とし、両岸堤防をその高さまで下げて、盛り上げていた土を均した結果が、現在の「古川」筋の土地になったものと考ええる。

B、現在の砂川筋の選定

(1) 笹岡川筋との関係

「上東郡絵図」には、旧砂川とともに、現在の砂川付近に大明神川が描かれている(図8)。大明神川は、現在の岡山市東区瀬戸町観音寺に流れが始まり、瀬戸町笹岡の上ノ山の東麓で現在の砂川に合流する。規模としては現在の大明神川は小河川で、水量も多くない。「上東郡絵図」では大明神川の川筋が、上ノ山の東麓を回り込むように南流している。そのすぐ東側には旧砂川が描かれているが、そこには合流していない。大明神川は沖益新田付近から東に向きを変え、丸山東麓を回り込んで南流し、やがて竹原村で旧砂川に合流する。

絵図に見られる大明神川の流路を、現在の砂川の流路と比較してみると、ほぼ重複するように見える(図6・図9)。また、現在の流路において、ほかに大明神川が流れていたような、条里地割の切断や屈曲などは見られない。絵図にみられる大明神川の行方について、消去法的に見ていくと、おそらく大明神川の流路を新砂川のベースとして、その両岸にいくばくかの堤防を構築し、現在の砂川となったのではないかと考える。大明神川をベースとすることで、次のような利点があったとも考えられる。

- 1、自然流路を生かすことで、改修に関した新たな水準測量調査を省略し、作業や工期が短縮されること。
- 2、大明神川があることによって、新たに川床となる土地を最小限とし、水田から河川への収容手続きや土地の補償を大幅に軽減できること。

- 3、旧来の砂川流路からの分岐と合流点が、大明神川では極めて近く、流路の付け替えが容易なこと。

- 4、新砂川の流入部と流出部を旧砂川と合流させ、新砂川を「バイパス」化して整備していくことで、既存の水利権を維持した状態で説明ができること。

このような点が、全く新たな河道を設計・造成していくよりも短期間に、かつ人員的・財政的にも効率的に行えるものと見込まれたものと考えられる。しかし大明神川は小規模な河川であったものを、砂川をここに重ねて改修工事をしたことで、シャシャキ山や丸山を回避する屈曲した河道をそのまま利用した結果、現在のような形状を維持することとなった。

(2) 冲益新田との関係

砂川を沼村冲益の方へ通したことについて、従来は冲益一帯の排水を行い、乾田化を促すためであると説明されてきた⁴⁴。本当に砂川がそこを通ること、冲益一帯の沼地が乾田化して冲益新田として認知されるようになったのだら

うか。現状では少なくとも沼地区においては砂川の川床の方が周囲の水田面よりも高いか、低い部分でもほぼ同高であり、よって沼地区の排水は砂川に直接自然排水が不可能である。

砂川改修に合わせて、冲益や、草ヶ部村南部にかけての排水不良の湿田中央部には、沼川といわれる悪水路が掘削された。この沼川は、現状では湿田の悪水を集水し、沼川の南部で砂川を底樋（サイフォン）で渡り、そこから約一・七キロメートル下流の竹原で秋芳川と合流し、さらに約三・五キロメートル下流の秋芳川山裏水門で砂川へ合流、排水されている。冲益地域の水田面と、その付近の砂川の川床の高低差は、現在の沼川排水機場付近の西岸で〇メートルで、排水を必要とする土地一帯と砂川川床砂州がほぼ同高であるが、この前後の間では川床の方がやや高い地点もあり、全体的にみて常時直接の排水することは困難であろう。沼川が五・二キロメートル先で砂川に排水するというのは、砂川の水面が沼川から流れ出た水面よりも低くなる地点がその場所で、そこまで用水路を引くことであろう。沼川の排水が可能になるものである。砂川への排水に至る沼川はすべて重力排水であるが、これは沼川掘削当時から変わっていないものとみられる。

沼川の排水が、現地あるいはその付近で付け替えられた砂川に直接排水されているのならば、従来説明されてきたように、砂川改修が沼川一帯の排水不良を改善して、新たな新田をつくったものということができる。しかし現在の沼川が砂川に排水される過程を考えると、砂川を沼地区に引き寄せて改修したことによる沼地区の排水に対するメリットはなにも見られない。砂川が長年の間に川床の土砂堆積が進み、天井川化が進んだことも考えられるが、おそらく改修当時は川堀をせず、大明神川の流路にいくばくかの堤防を構築したものであったと考えるならば、最初から川床面は現在の水田面と大きく変わっていなかったであろう。これでは沼川の安定した排水は望めない。年代は不詳だが、少なくとも砂川に底樋が設置されるとともに、沼川開削で倉安川を底樋で潜って超えたり、沼川末端で秋

芳川に合流した後、砂川下流部でようやく排水されるように整備されたのは、おそらく砂川改修と同時期か、あまり年月を経ない時期であろうと考える。⁴⁵戦後沖益地域に排水ポンプ場ができ、現在はそれによって天井川である砂川へ直接、強制排水が出来るようになっていたが、改修当時の状況では、沼川の悪水を砂川へ直接自然排水することは困難だっただろう。そのようなことから、沼地区ならびに沖益新田の排水を目的に当地に砂川を通過させたとはいえないものである。

まとめとして

砂川は延宝三年以来、赤坂郡内での度重なる決壊や水害、赤坂郡・奥上道郡におけるそれ以前からの度々の水害などから、赤坂郡奉行春田十兵衛の強い要望によって、その下流域に位置する磐梨郡・奥上道郡と同時に川替えが実施された。これによって現在の砂川が完成した。しかし当初は奥上道郡において、砂川川替えについて百姓からの反対意見は強く、おそらく奥上道郡奉行らによって川替えの必要性が重々説かれたのちに、着工したものとみられる。そこには、赤坂郡のように毎年砂川の補修普請に手がかかるほどではなかった奥上道郡の百姓たちの、砂川の「安定した」流れや、何世代にも及ぶ確固たる水田経営に対する変化を恐れた意識が浮き上がって見える。当然に、既存する川の流路変更は、水利権を伴う、農家にとっては死活問題となりかねない判断が求められ、まして旧村落においても利水が困難になりかねない、重大な決断が背景にあっただろう。

一方で、磐梨郡ならび奥上道郡の旧砂川部分は、次第に天井川化が進み、改修段階においてはおそらくその上流部である赤坂郡の排水を常時行うことが困難なほどに川床が上昇していた可能性が考えられる。そのため、赤坂郡の砂

川改修の際、磐梨郡と奥上道郡では、旧砂川の川床を掘削して下げる事や、川幅の拡張をすることをせず、旧来から存在していた大明神川の流路に着目し、堤防を増築し、そこへ砂川を付け替えた。

砂川を付け替えた結果、旧砂川は廢川となり、天井川化された川床と堤防は、当初はそこを水田として配分する予定だった。しかし廢川跡は砂質の強い土であるとともに、水田に転換するためには灌漑水路の新たな開削が必要となることから、結果として一定の高さと幅を保ちながら均されたのち、その中央部分に道路を、道路の両側を宅地として整備・開発していったものとみられる。すなわち旧砂川東側にあった瀬戸村、下村、沖村の人々は廢川地へ住居を移すとともに旧来の屋敷を水田化したことで、道路を中心とした長大でかつ周囲の水田よりも高い位置にある居住区を得るとともに、通作も便利になっただろう。一方で谷尻村や草ヶ部村の百姓は、条里制地割の遺存する、古くからの安定的な水田を新砂川によって大きく分断されたことで、彼らの心情は穏やかではなかったものと思われる。

赤坂郡から磐梨郡、奥上道郡にかけての大規模な砂川付け替えは、特に赤坂郡における毎年のような氾濫や決壊による農民の困窮を救うとともに、磐梨郡、奥上道郡における天井川化への対応策であった。三五〇年近く前の大規模な流路の移設は、現在の私たちが意識しない中で受け継いできた先人からの恩恵であるように思われる。その一方で新しくつくられた砂川は、本来の低位部に自然河道として発生、形成されたものではなく、低位部よりも高い位置に堤防を築造することによって流路が形成されたものであり、その天井川化対策や堤防の維持・強化は、現代の我々にあらためて歴史の教訓を押し示すこととなった。現在の赤磐市南部以南における延宝五年の砂川改修について、今一度その経緯や取り組み、その後の地域の先人が受けた恩恵や危機について、より意識して学んでいくことは必要ではなからうかと考える。

注

1 岡山県 二〇一五「一級河川旭川水系下流ブロック（岡山県管理区間）河川整備計画」。www.pref.okayama.jp/uploaded/ife/597845_498129_misc.pdf、二〇二〇年一月三日閲覧。

2 「山陽新聞」二〇一八年八月四日付三一頁「西日本豪雨 砂川（岡山）決壊 浸水七五〇ヘクタール」、同三三頁「砂川決壊は越水、浸透」記事による。

3 本稿では「砂川改修」、「改修」、「普請」、「付け替え」、「川替え」などの語句を用いるが、使用に際してそれぞれ特に厳密な定義をもっていない。あえて区別するならば、おもに工事したいを示す言葉として「改修」を用い、労役に従事したり労役を差す言葉、または歴史用語として「普請」を用いる。旧河道からの移動を「付け替え」または「川替え」を用いて表現をしたい。

4 この文書については従来、「池田家文庫マイクロフィルム」によって閲覧が可能であったが、二〇一七～二〇一八年に活字本として刊行され、利用の便が格段に向上した（岡山大学附属図書館貴重資料刊行推進会編 二〇一七『池田家文庫資料叢書』御留帳評定書 上』岡山大学出版会、ならび同編 二〇一八『池田家文庫資料叢書』御留帳評定書 下』同会）。本稿ではこれを中心に使用し、述べていくこととする。

5 瀬戸町誌編纂委員会編 一九八五「瀬戸町地名図」のうち「4瀬戸」「5下」「6沖」が該当する。『瀬戸町史料集』瀬戸町、所収、九二～九四頁。

6 前掲『瀬戸町史料集』所収「大江家文書（瀬戸町役場所蔵）一九 古砂川開方免帳入分」、三三三～三三六頁。

7 砂川に関しては、本稿で述べる延宝年間の改修のほかにも、特に砂川河口部一帯での沖新田開発（元禄五年）に伴う、砂川の排水不良やそれらに伴う訴訟記録がある（岡山河川工事事務所 一九七八『百間川の歴史』四一頁）。本稿では取り上げない。

8 荒木誠一編（岡山県赤磐郡教育会編）一九四〇「第四節 河の改修」（『改修赤磐郡誌』（一九八〇年復刻版、作陽書房）所収）七四八～七五一頁。

9 宮本又久 一九六六「第二篇 備前の新田開発と用水」（岡山県土地改良事業団体連合会編『岡山県農業土木史』岡山県土地改良事業団体連合会、所収）。

10 内藤二郎 一九七二「沖益新田の起源について―備前国上道郡―」『駒澤大学経営学部研究紀要』第二号、三四～四八頁。

11 瀬戸町誌編纂委員会編 一九八五『瀬戸町誌』瀬戸町。「第三章 近世池田氏と瀬戸町」のうち「三 砂川の付替」として述べられている。二一九～二二七頁。

12 注4、注5文献。

13 山陽町史編集委員会編 一九八六『山陽町史』山陽町。「第5章 近世の農民」のうち「三 水利と水論」の中に「砂川改修」の項がある。四四七～四四九頁。

14 郷土の歴史を語る会編 二〇〇三『砂川物語』郷土の歴史を語る会。

15 前掲『改修赤磐郡誌』七五二頁。三郡のうち、赤坂郡と磐梨郡は、明治三三年（一九〇〇）に赤磐郡として合併、平成一七年（二〇〇五）に旧瀬戸町（平成一七年岡山市へ合併）を除いて赤磐市となり、赤磐郡は消滅した。また上道郡は、中世末期頃に上道郡・上東郡の二郡に分かれたとされ、寛文五年（一六六五）に上道郡を口上道郡、上東郡を奥上道郡とした。天明二年（一七八二）に口・奥の別を廃止し、上道郡一郡となった。昭和時代以降、岡山市への合併が進み、昭和四六年（一九七一）上道郡は消滅した。（三好基之「赤坂郡」「磐梨郡」、国塩輝昭「上道郡」『岡山県大百科事典』山陽新聞社、一九八〇、参照）。よって、同じ地域を示す上でも、時代によって名称が異なってくる。本稿では取り上げる年代によって、その当時の名称で述べていく。

16 『御留帳評定書』では、延宝五年以前の磐梨郡・奥上道郡における砂川被害の報告について、延宝二年五月晦日、同七月廿九日（奥上道郡のみ）がみられる。なお、寛文八年の報告では、奥上道郡平嶋の堤防について「此所ノ堤すな地ニ而御座候、水の時分ハ切レ申候」とあり、ここは出水期には毎年のように堤防決壊が起こっていたことを示している（『御留帳評定書』寛文八年七月晦日「尾関与次右衛門申候」）。

17 『御留帳評定書』延宝三年正月廿一日「春田十兵衛書出」の評議記事。磐梨郡奉行梶川左次兵衛に聞いたところ「川替之事磐梨郡・奥上道郡之百姓共内々承及候而、此川替被仰付候者、両郡之百姓共不残御断申上ニ而可有御座候、川替り候へハ大堤切レ申積にて御座候由申候」とする。また磐梨郡・奥上道郡とも、洪水の際は砂川だけでなく、吉井川や多数の灌漑用水に度々の被害がある上、奥上道郡は児島湾に面していることから、潮留堤防などの被害も多く、砂川改修とともに他の改修を急がなければならぬ所も多く存在したことが挙げられるだろう。

18 赤坂郡と磐梨郡・奥上道郡の改修に掛かった費用について、赤坂郡では銀二一貫五九二匁、赤坂郡境から河口部の金岡新田までの築堤費用は一六貫八二六匁七分で、このほかにも川尻の築堤や水門の工事が掛かっている。注9文献八〇六頁参照。

19 注9文献八〇六〜八〇七頁。赤坂・磐梨・奥上道の三郡とも延宝五年中に本体工事が終了したようだが、赤坂郡では翌年に旧河道理立が、奥上道郡では翌年から二年がかりで「沼新田水抜き堀」が行われている。

20 たとえば前掲『改修赤磐郡誌』七五一頁。この評価については、注9、注10においても否定的な見方が示されている。

21 岡山大学附属図書館池田家文庫所収、T2-177。作成年代未詳とあるが、注15で述べたように「上東郡」と表記するのは中世末期以降、寛文五年（一六六五）の間とされ（国塩輝昭 一九八〇「上道郡」『岡山県大百科事典』山陽新聞社、二六五頁）、この絵図が砂川改修以前に描かれたものであるとみられる。

22 国土地理院ホームページ内の「地図・空中写真閲覧サービス」から該当部分を閲覧参照。

23 赤磐市発行の都市計画図による。現在は地図を請求するとコンピュータによるデータ打ち出しで任意の縮尺で見ることができ、どの縮尺でも基本データは同じなので、水田の畦畔や等高線の表現も同じという。筆者は砂川流域の五千分の一縮尺の地形図を基に、検討を行った。

24 『御留帳評定書』延宝二年正月廿一日「春田十兵衛書出」。この「書出」では四か村の被害について「兩年堤切れ申候、去年も四度堤切申候」とあり、春田が川替えを行う必要を強く述べている所である。

25 永山卯三郎 一九五二『岡山県農地史』岡山県庁内農地改革委員会（一九七九年復刻）。この付近の条里については、「第六章 農地の整理」のうち「本編三 瀬戸附近に於ける條里の遺址」（二八八〜二八九頁）で述べられている。

26 沼地区の低湿地帯の開発は砂川改修の付帯工事として、沼川を開削するなどして乾田化され、沖益新田が開かれた。ただし砂川へ直接排水はされていない。経緯、評価については注9、注10文献を参照。

27 ただし多賀においては、砂川に掛かる重本橋下流西側の、現在の河道中央から約百メートルの河岸段丘上約五メートルの斜面に、船を繋いでいたといわれる「繋ぎ石」がいくつか残されている。洪水等の際に河道が低位部に移動したことを示す地点であろう。繋ぎ石については注11文献二二三頁でも触れられている。

28 赤磐市建設課で、江戸時代の旧河道について聞いた所、だれも知らないということであった。ただしかなり以前に正崎付近の調

査をしていた際に、地元の古老から、正崎から上市に至る砂川左岸に、地割の乱れた所があるが、以前砂川がここを通っていた所だと、話されたことを教示いただいた。この河道痕跡については条里制地割後の河道であるが、年代は分からない。なお旧河道の始点は明瞭ではないが、おそらく古くは正崎の潮崎橋の東に河道が通っていたが、その河道が、ここで指摘されている河道痕跡に繋がりが、やがて上市の集落裾を迂回して現在の上市と下市境界地点辺りに繋がっていたものと考えられる。なお、この河道痕跡の延長線上に、一六七七年の改修以前の旧河道が繋がっている。

29 『御留帳評定書』延宝二年六月十日「赤坂郡五月廿八日洪水破損所、春田十兵衛差出シ」。

30 『御留帳評定書』延宝三年正月廿一日「春田十兵衛書出」。

31 『御留帳評定書』延宝五年八月廿一日「春田十兵衛赤坂郡古川下夕新田ニ成申、検地帳一冊出シ申候」。

32 条里地形において、南北に短冊状に区画された土地を「縦田」、東西方向に区画された土地を「横田」と称されることがある。一説には日照の加減が異なるために、麦の収量に違いがあるといわれる（石田寛 一九九三『諸言』『熊山町史 大字史』熊山町、一七頁）。小字名に「縦田」「立田」「横田」などがみられるのは、こうしたことからつけられたとされる。

33 『御留帳評定書』延宝五年正月十日「都志源右衛門・西村源五郎、春田十兵衛手前分願之書付一通差出ス」。

34 『御留帳評定書』延宝五年二月廿一日「川村平太兵衛・西村源五郎申候、赤坂郡川替之御普請十ヲ之内六ツ程も出来仕」。

35 『御留帳評定書』延宝五年八月廿一日「春田十兵衛赤坂郡古川下夕新田ニ成申、検地帳一冊出シ申候」の項。

36 前掲『改修赤磐郡誌』七五四頁。

37 例えば大日本帝国陸地測量部「藤井」(二万分の一地形図、一八九五年測量)、「香登」(二万五千分の一地形図、一九三五年測量)などを参照。

38 国土地理院ホームページ内の「地図・空中写真閲覧サービス」から該当部分を閲覧参照。例えば米軍撮影R 32—1—46・54・55 (一九四八年三月二九日撮影) などがある。

39 標高を知る方法としては、「岡山市都市計画図」の二千五百分の一地形図で土地の詳細な標高が記載されていることから、それを旧砂川筋上の標高と、その周辺の標高を比較していくことで、旧河道の現状を浮かび上がらせていく。なおこの作業は計画図の平成二三年修正版を使用して上道平野全体を対象に行い、後述する沖益新田等においてもこの結果を基に述べる。

40堤防上に墓地を造成する事例としては、岡山では児島郡興除新田（一八二三年検地入）の潮止堤防上に墓地が開かれている。また上道郡沖新田（一六九四年開発）では、新田区画の仕切道上の比較的高い位置に墓地が作られていることや、現在は改修でなくなったものの、昭和三十年代までは潮止堤防上に墓地があったといわれる（筆者聞き取り）。このように、海岸や低湿地地帯では、周囲よりも標高の高い位置にある堤防上などに墓地が作られる事例がみられる。

41実地調査では、二千五百分の一地形図を用いて踏査を行い、水田畦畔や微高地などを確認したが、河道の明瞭な痕跡はつかみえなかった。しかし下流部との接続などから、現在示す部分が妥当であると考ええる。

42『御留帳評定書』延宝二年五月晦日「奥上道郡五月廿八日大水ニ破損所書上」。

43『御留帳評定書』延宝六年六月十日「川村平太兵衛村田小右衛門方之書状一通差出」。

44前掲『改修赤磐郡誌』七五一頁。

45前掲「沖益新田の起源について」四四～四五頁。

図版出典

図1 筆者作成。

図2・図4 「赤坂郡絵図」(部分) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵、資料番号T2-76、一部改変。

図3 国土地理院五万分の一地形図「和気」(N1-53-20-16)、平成八年修正、一部改変。

図5 「磐梨郡絵図」(部分) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵、資料番号T2-74、一部改変。

図6・図9 「岡山市域図14」一万分の一、岡山市、平成三年三月測量・修正、一部改変。

図7・図8 「上東郡絵図」(部分) 岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵、資料番号T2-77、一部改変。

図10 「地形図」五千分の一、赤磐市、二〇一九年二月二五日、一部改変。